

文教厚生常任委員会記録

1. 開催日時 令和6年10月22日（火） 午前10時20分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 綾城委員長・米弥副委員長・林委員・岩藤委員・中平委員・
上田委員・江原委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・岡本次長補佐
8. 協議事項
第4回臨時会本会議（10月22日）から付託された事件（議案3件）
9. 傍聴者2名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前10時20分 散会 午後0時5分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和6年10月22日

文教厚生常任委員長

綾 城 美 佳

記 録 調 製 者

岡 本 功 次

綾城委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から文教厚生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 3 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。

はじめに、議案第 4 号「長門市公民館条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

教育部長 議案第 4 号「長門市公民館条例の一部を改正する条例」につきましては、老朽化した仙崎公民館の隣接地への建替えに伴う住所地番及び利用料金を変更するものです。

綾城委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 改正の趣旨のところで、料金変更について詳細をお伺いいたします。

地域連携教育推進課長 新しい仙崎公民館の部屋の利用料金及び冷暖房料金につきましては、市内公民館の同等スペースの利用料金を参照いたしまして、それに準じて設定しております。詳細でございますが、1 時間ごとの利用料金につきましては、現仙崎公民館の会議室 1 の面積が 24 平方メートルで 150 円のところ、新仙崎公民館の会議室 1 では、面積が 48 平方メートルで 300 円となります。現仙崎公民館の講堂 198 平方メートルで 600 円のところ、新仙崎公民館の会議室 2 につきましては、面積が 144 平方メートルで 500 円となります。現仙崎公民館の調理室の面積 52 平方メートルで 350 円のところ、新仙崎公民館の調理実習室では、面積が 54 平方メートルで現行どおりの 350 円となります。1 時間ごとの冷暖房の利用料金につきましては、現仙崎公民館の会議室が 50 円のところ、新仙崎公民館の会議室 1 では 100 円となります。現仙崎公民館の講堂が 150 円のところ、新仙崎公民館の会議室 2 では 200 円となります。最後に、現仙崎公民館の調理実習室には冷暖房はありませんが、新仙崎公民館の調理室では冷暖房がございますので、面積が 54 平方メートルでありまして 100 円とな

ります。

岩藤委員 以前、設計図を見せていただいたときに、エントランスロビーがごさいます。エントランスロビーは、料金の設定には入っておりませんが、ここは誰でも利用できるという想定でよろしいのでしょうか。どのような扱いになるか、お伺いいたします。

地域連携教育推進課長 エントランスロビーにつきましては、委員がおっしゃいますように、誰もが利用できるというところで、占用して使うことを現在のところ想定しておりません。ただし、今回の期日前投票や市の行事等で使う場合におきましては、その辺に関しましては占用することもございます。

岩藤委員 それでは、エントランスロビーにも冷暖房の装置というか、設置はしてあるという理解でよろしいですか。

地域連携教育推進課長 委員おっしゃるとおり、館内各館において必要なところは冷暖房設置を予定しております。

林委員 私から 1 点。この議案参考資料によると、仙崎公民館の老朽化による近隣地への建替えに伴い、公民館機能を移転し、地域住民の生涯学習の機能と交流の場を提供するというふうに変更の趣旨で謳われておるんですけども、この議案第 4 号と、議案第 2 号の関連というのはどういう点なのでしょう。今、これは別表の料金改定表しか示されていないんですが、議案第 2 号との関連についてお尋ねいたします。

地域連携教育推進課長 今回、議案第 4 号の長門市公民館条例の一部を改正する条例につきましては、今、仙崎公民館が順調に行きますと 12 月末をもって完成いたしまして、その後、備品等の搬入を行いまして、その後、2 月を供用開始する予定にしております。その後、議案第 2 号の長門市地域交流プラザ条例のほうで 4 月を施行期日としておりますので、一応こちらとの関連を設けておるというところ・・・新しい地域交流プラザにおきましても社会教育、生涯学習を引き続き継続してまいりますので、その辺は関連があるかと思われます。

林委員 私が聞いたのは、この議案第 4 号に示されている改正内容と議案第 2 号の関連を聞いているわけです。どう関係しているのか。ただこれを、つまり議案第 2 号が後で審議されますけど、仮に議案第 2 号がなければ、もうこれはこれだけの話で終わるわけです。公民館の室名及び利用料金の変更のみと、あとは住所番の変更だけで終わるんです。議案第 2 号があることによって、この議案第 4 号との関わりというのはどうなのか。何に関わるのか。ただ、これだけを見れば別に大きく異論を唱えるものではないですが、これと議案第 2 号に関わるから、この改正の趣旨に「交流の場を提供」というのをわざわざ入れているわけですね。この「交流の場」というのは、議案第 2 号のそのものじゃないのかということなので、これはもう間違いないのかどうかを確認しているんで

す。

綾城委員長 改正の趣旨に「交流の場」というのが記載されております。これが議案第 2 号があることによって、この改正の趣旨に「交流の場」ということがあえて記載されているという解釈で良いかという質問だと思います。

教育部長 委員のご指摘のとおりで間違いございません。

綾城委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 4 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 30 —

— 再開 10 : 31 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 2 号「長門市地域交流プラザ条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 議案第 2 号「長門市地域交流プラザ条例」につきましては、市内 8 公民館、分館及び日置農村環境改善センターがこれまで行ってきた事業等に地域づくりを加え、施設の根拠法令を社会教育法から地方自治法第 244 条の施設とするため、目的及び設置、名称及び位置、事業など施設設置に係る必要な事項を定めるもので、あわせて全ての交流プラザの利用料金を定めるものです。

綾城委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 議案第 2 号「長門市地域交流プラザ条例」の第 15 条の運営協議会という部分についてですけれども、いくつかお伺いしたいと思います。まず 1 点目が、これまであった運営協議会と、この条例によって新たに設置される協議会の違いというものが何か、お伺いいたします。

市民活動推進課長 長門市地域交流プラザ条例におきましては、目的としまして、地域住民が主体的に参加し、多様な世代が共に学び、交流する場を提供することにより、生涯学習の推進、地域コミュニティの活性化を促進し、持続可能な地域社会の実現を図るということにしております。そのため、今回規定しており

ます運営協議会につきましては、今までの社会教育及び学校教育関係者等に加えて、市民及び地域コミュニティ、市民活動団体、まちづくり協議会から、地域の実情に合わせて各地域交流プラザ館長が任命し、設置することとしております。

ひさなが委員 これまでにプラスされる要素があるというところで理解したいと思います。次に、誰でも自由に使用ができることを可能とするものですが、これまでのように運営協議会を設置する意図というのを明確にしていただければと思います。

市民活動推進課長 今回の運営協議会におきまして、交流プラザの運営を円滑に行うために設置することができると規定しておりまして、運営協議会においては、運営管理に関すること及び事業計画について審議することを考えております。

ひさなが委員 分かりました。先ほどちょっと触れられましたが、今考えられている運営協議会のメンバー、ちょっともう1回はつきりとお願いできますか。

市民活動推進課長 社会教育及び学校教育関係者等に加えて、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、まちづくり協議会から、地域の実情に合わせて任命するように考えております。

ひさなが委員 それを館長が実情に合わせて任命するということですね。この運営協議会が何をするのかというのは、先ほど設置意図のところでもお伺いをしたところかなと思いますが、設置することで期待しているものであったり、運営協議会の必要性というのを担当課としてどのように考えているのかお伺いします。

市民活動推進課長 必要性につきましては、先ほど答弁したとおり、交流プラザの運営を円滑に行うためとしております。期待している部分につきましては、地域づくりの部分が新たに加えられることとなりますので、その部分について施設の利用の促進につながるよう運営協議会のほうで審議され、地域の幅広い世代、多くの人々が利用されることにつながるよう期待しております。

ひさなが委員 この運営協議会については最後ですけれども、将来的にこの運営協議会のメンバーになられる方々と、指定管理につながっていくものという関係性というのをどうお考えなのか、お伺いいたします。

市民活動推進課長 指定管理につきましては、地域の団体のほうがなれるというのが1番いいことだと考えております。この運営協議会が指定管理者になるわけではなくて、運営協議会に任命された方が、団体と言いますか、そちらのほうがその指定管理を受けるということになっていただければというふうに考えております。

林委員 では、議案第2号について、いくつか質問させていただきます。まず、

この立法事実というのは何なんですか。今回のこの条例を制定するにあたっての。お尋ねします。

市民活動推進課長 今回、条例の制定につきましては、社会教育法から地方自治法第 244 条の施設にするため必要な事項を定めることとしております。

林委員 いや、私は、なぜこの条例を制定するのか。で、そのためにはこういう理由だから、この条例を制定するという、いわゆる立法事実ですよ、立法事実。その説明じゃなくて。だから、各公民館にはそれぞれ歴史があり、それぞれ地域の特性を生かした活動をやられています、公民館は。そういった中で、なぜこの公民館、社会教育法から外して、なぜこれを地域交流プラザにしなければいけないか、その明確な立法事実というのはなければいけないわけですよ。それは何なのかと聞いているわけです。

市民活動推進課長 これまでの公民館につきましては、生涯学習の拠点としてその役割を果たしてきました。これから人口減少社会を迎える中で、地域住民、各種団体及び行政の 3 者がその共同体制を充実させることで、地域課題への対応や地域活性化への取組など、公民館機能の枠を超えた取組が求められていると考えております。そのため、従来の公民館機能である生涯学習活動及び長門市独自の公民館型地域協育ネットに地域づくりの活動拠点としての役割を加え、地域課題の発掘、解決、幅広い世代への施設の利用促進、多様なニーズへの施設の提供、地域の活動を担う人材の発掘、育成を実施する体制を構築するため、交流プラザの設置を行いまして、地域住民の主体的な活動による地域課題の解決や地域コミュニティの増進につなげるということとしております。

林委員 だから、その今の公民館の何が問題があると、どういう問題意識からそういうふうになっているわけですか。今の公民館が各 8 つの公民館と 1 つの改善センター、分館がありますよね。日置改善センターとか宗頭文化センターとか。ここの運営や取組に何が問題があって、だからこれをやるんだという、だから何が問題だったんですか。あなた方は、その足りないところがあれば足りるようにするのが本筋じゃないですか、先に。交流プラザ云々と言う前に、公民館でこういうことが今足りないから、じゃあ足りないなら人的に足りないのか、財政的、予算的に足りないのか、ここを充足させるのがまず先じゃないですか。この交流プラザ云々の前に。どういう問題意識からこれは立法しているの。立法というか、この条例制定を出しているの。しかも、申し訳ないけど、令和 5 年 3 月に長門市生涯学習・スポーツ振興計画というのが策定されました。その中に、1 つの問題提起として、こういうセンター化とは明記されていないけれども、1 つの問題提起として、こういう問題がこれから内在していくから、こういうことにも向き合っていかなければならない旨が書いてあります。しかし、その令和 5 年 3 月の策定したその計画から、本年 6 月 21 日の議員全員協議会の中で、そのセンタ

一化についてのこういう資料が全協で示されて、わずか 4 か月足らずで条例制定を出してくるというのは、どうなのかと。少なくとも、市民協働とか住民自治とか自治の原則が分かっているならば、こんな乱暴なやり方は普通しない。しかし、社会教育を除けるわけでしょ、今から。社会教育法を除外していくわけですよ、もう。法律の根拠がなくなるわけです、公民館は。ただの地方自治法第 244 条の公の施設になってしまう、ただの。いくら綺麗ごとを言ったって。違いますかね。

教育部長 今、委員ご指摘のとおり、公民館というものは、今私たちがプラザにすることで自治法上の施設となるわけではございます。ただ、それは今、少子高齢化等により山積している地域課題がございます。それに対応するために、まずは施設の開放を拡大していきたいと考えております。社会教育法に基づく事業でございますが、これは全協のときに私のほうが補助執行で行うということを申し上げさせていただきましたが、そのときに林議員からご指摘で、よく精査するようにと言われました。その後、内部でも、その内容を精査したところ、なかなか社会教育事業を公民館から切り離していくことは非常にちょっと難しいという判断に至ったところでございます。ですから、今後、社会教育事業の推進にあたっては、プラザの職員であれば、その職員に教育委員会のほうから併任辞令を発令し、これまでどおり社会教育事業は推進を図っていきたいと考えているところでございます。

林委員 これは、条例上はこう書いているわけですよ。既存条例は、附則により廃止するわけでしょ。附則により公民館条例を廃止するわけでしょ。公民館条例を廃止するということは、その上位法の社会教育法が消えてなくなるということじゃないの、極論からすれば。なくならないんですか。要するに、この交流プラザなるものは、教育委員会から市長部局に移行し、新たにまちづくり、地域づくりが 1 つ加わる。今部長のご説明だと、教育委員会というのは何について関与していくんですか。その関与するときに、その担保となる法律は何なんですか、一体。地方自治法第 244 条でしょ、これが変わっていくのが。だから、社会教育法とか教育基本法というのは、どういう位置付けになるわけですか、この地域交流プラザなるものの。関与する、関与するって、法的根拠がないのに、関与できるわけがないじゃないですか。どうやってやるんですか。

教育部長 公民館の事業におきましては、講座の開催とかセミナーの開催とか、それは法律上で確かに定められておったとは認識はしております。社会教育法上ですね。ただ、公民館でなければそれができないということはございません。今現在、日置農村改善センターにあたっては、これは公民館ではございません。あくまで自治法上の第 244 条の公の施設でございまして、そこの施設にあたっては、これまでどおりやはり社会教育法に基づく事業を行っていますので、今後

プラザになったとしても、これまでどおりその事業は継続していけるものと考えておるところでございます。

林委員 日置農村改善センターというのが、自治法上の第 244 条に基づく施設であるわけですね、現状。私が聞いているのは、この要旨の、要するにこの改正趣旨の中に、施設の根拠法令を社会教育法から地方自治法第 244 条の施設にするんだって書いてあるから。であるならば、今の日置農村改善センターがそのままと、別に今のままでも、逆も真なりでできるんじゃないですか。これ、今の公民館で、第 244 条の施設でできている、公民館活動をしているということは、逆に言うと今の公民館でもそういった活動ができるんじゃないですか。じゃあ、できないのはなぜかといったら、社会教育法があるからですよ。そうでしょ。この社会教育法をあまりにも軽く見てはいませんかということなんですよ。簡単に投げますとか言っているけど、簡単に変えますとか、そういうレベルなんですか、生涯学習とかというのは。これは、昭和 24 年、1949 年に制定された法律ですよ、社会教育法というのは。それは、戦前の戦争とか何やかんやのいわゆる軍国主義教育に彩られた、そういった社会教育のあり方というのは根本的に問われたわけですよ、当時。戦後、今の現憲法になって、やはりこれからはそういった本当に住民主権、国民主権の中でしっかり生涯学習、社会教育をやっていこうという出発点なんですよ。これをただ一定の条例でなくしていこうなんていう、そういった重みとか歴史とかというのはどう考えているのかなと思うんです。公民館が果たしてきた役割とかいうのを全く何か軽視をしているとしか思えない、私は。それぞれの公民館が、さっき言ったでしょ、それぞれの歴史があり、その地域、それぞれの地域でそれぞれやっているわけですよ、皆さん。そこで、じゃあどんな問題が、それは今既存の市長部局では解決できないのかと、公民館を第 244 条にしなければ。それを聞いているんです。

教育部長 今回、プラザ化していくというところでございますけれど、文科省の中央審議会、諮問機関がございますが、これが平成 30 年 12 月に答申をしておりますが、これは人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について答申をされているところでございます。これは、先ほどから市民活動推進課長が申し上げているように、人口減少、高齢化、それによって地域コミュニティの衰退が社会全体の課題となる中、今後は特に住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割やその学習の成果を地域課題の解決のため実際の活動につなげていくための役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するためのそのセンター化的役割等が考えられるというふうに答申のほうもされているところでございます。また、平成 23 年でございしますが、本市に社会教育委員会がございします。こちらのほうでも、長門市の今後の公民館のあり方について答申がなされているところでございます。これも

課題は同じく、やはり公民館を取り巻く情勢というのは、少子高齢化、また核家族によって、ライフスタイルの価値観や違いがあるといったところで、地域にも課題が山積しているというところで、やはり地域課題とその地域の発展のために幅広い行政分野との関わりを担う指定管理であったり、やはり市長部局と連携し、市民協働によるまちづくりへつなげていくところが答申をされております。こういったところから、本市でも、先ほど委員が言われました生涯学習・スポーツ振興計画にそのものを盛り込んで、今回このような形で条例案を提案させていただいたところでございます。

林委員 今、平成 30 年の中央教育審議会の話もされましたし、もっと付け加えて言うと、令和元年の第 9 次地方分権一括法、そういったことがあって、要するに首長部局ですね、市長部局が担う地域づくりの施策の中で公民館が大きなことを担うことになるんじゃないかと、そういった施策を効率的に展開することが可能になっただけなんです。しなきゃいけないなんて書いてないわけですよ。現実、9 月 10 日の岩藤睦子議員の一般質問の中で、市長部局に移管したところが、宇部市、山口市、光市、周南市及び山陽小野田市がいわゆる公民館をセンター化したと。じゃあ、残りのところはなぜしてないのか。しているところを言って、うちもしなきゃいけないということはないわけですよ。別に今の公民館機能が充足して、市長部局がやっているまちづくりとか人づくりをちゃんとやっていたら、別にいいわけですよ、それで。何も、私が言っているのは、さっきも言ったでしょ、何で 6 月 21 日の全協で説明して 4 か月しか経っていないのに、こういった重大な問題を、条例を出してくるというね、あなた方のちょっとその考えが分らないわけですよ。市民協働だとか住民自治だとか言うけれども、1 番住民に関わるんですよ、ここの施設というのは。公民館というのは。協働の精神があれば、時間をかけて精緻な議論を積み重ねて、住民の合意と納得の上、そしてもう 1 つは、現場で頑張っている職員の皆さん、こうした人や館長も含めて、こうした人たちの声というのをどこまで聞いているのか。私が伺った範囲では、ほとんど説明がないとか、これから予算的、財政的、人的にどうなるんだという不満の声しか聞いていませんよ。たった 4 か月で我々議会に説明して、条例制定を出している。これはちょっとね、あなた方、肝心なところはスピード感がない割には、こういうところだけはスピード感があるからおかしくないですか。これは、時間をかけてやらなければいけないんですよ。で、本当に急施案件はスピード感を持って、市民の安全・安心を守るために対応していかなければいけないけど、何かね、やっていることが反対なんです、いつもこれ。あるところは、本当に時間をかけてやっていますよ。なぜなら、公民館にしろ、地域交流プラザにしろ、住民が主役だからですよ。地域住民があつて初めてこれが有機的に機能していくわけだから、何と云うか、こういうことをやるというのが、

いささかちょっと勇み足なような気がするわけですよ。部長はそう思いませんか、あなた。たった1回の全協で説明して、1回の一般質問に答えて、メリットしか言わない。現場の声は聞いたふうでもない。8つの公民館、2つの日置農村改善センターとか宗頭文化センターを含めて、聞いていますか、1つずつ丁寧に、現場の声、利用する人たちの声、そういう行ってあなた方が言っている説明の趣旨を、言っている方もいないわけじゃないんですよ。ただ、私は全てを否定しているわけじゃないんです。ただ、もう少し丁寧な議論がいるのではないか。詳細な詰めをしてからやるべきじゃないのか。もっと言えば、ちゃんとこういう大事な社会教育のあり方を大元から変えていくわけだから、当然しっかり、検討委員会か何かをちゃんとつくって、時間をかけて、何が問題で何が課題で、1つずつそれぞれの地域の特性に応じたあり方を検討していかなければいけないわけです。そんなのができますか、たった4か月ぐらいで。しましたか、したのか、していないのか、じゃあ言ってくださいよ。

教育部長 検討委員会等は、設置しておりません。

林委員 つまりね、現場の声もほとんど聞いていないということなんですよ、要するに。そして、どうせ議会に通したら通してくれるだろうと。これは私ね、これは指定管理の話も後で出るかもしれませんが、結局、この目的とか理念を、私はすごく理解しているんですよ、一定。全ては否定しませんよ。ここに明記されている理念は、なるほどなと当然思います、私も。だから、じゃあ今、何が問題で、これをどうしなきゃいけないのか。そのためにはこういう手法、例えば地域交流プログラムも1つの手法かもしれません。別の手法もあるかもしれない。集落支援員とか色々、市民活動推進課がやっているような事業、しっかり予算と人をつけて人づくりをしていく。それと公民館、今の既存の公民館が有機的に連携して地域活性化に資する取組というのは、やろうと思えばいくらでもできるんですよ。ただ、今私はこれをずっと見て何を思うかという、財政負担の軽減しか見えないわけです。だってもう、その社会教育法に縛られると予算もつけなきゃいけない、人もつけなきゃいけないという、色々縛りがあるじゃないですか。だけど、第244条になれば、そういう頸木から解放されるわけだから、究極的に考えると予算の削減が本当の目的としか思えないわけですよ。検討委員会もつくってない、つくらない、現場の声も聞かない、その割に市民協働とか平気な口で言う。協働になってないから、すでに。この条例制定からして。そう思いませんか。これは後で、この話はもう部長とかに聞くのは酷だから、副市長でも教育長でも、あと今一度のところで聞きますけど、私はとにかくもう少し何か時間をかけて、やっぱり丁寧な議論をしていかないと、結局、現場と住民に混乱を来すだけだという、非常に懸念があるわけです。じゃあ、その1点だけちょっと答えてもらえますか、部長。

教育部長 委員ご指摘のところは、総じてあろうかとは思っているところではございます。ただ、この説明会を回るにあたって、確かに、なぜ今なのかというご指摘もあったのは事実でございますけれど、その一方で、少子高齢化が進む中で、やはり市長部局のまちづくりと言いますか、そういった部署と連携してやっていかないと物事は進まないというご意見。センター化の考えはこれからは必要だと思ふといった意見。また、やはりこの少子高齢化、人口減少ということで、臨機応変に対応をしてほしい。実際始めたら、いや、このほうがいいのかなど思ったらどんどん変えていってほしいと、もうそういう時代になっているという、センター化はいいことだと思うと、そういったご意見もいただいているところではございます。

林委員 分りました。これ以上やっても、おそらく同じことの繰り返し。まあ、こういう意見がある、こういう意見もある、そりゃありますよ、両方。だから、両方あるのであれば、だから時間をかけて議論しなければいけないわけなんです。両方あるということは。そうでしょ。これがまちづくりの第1歩なんです。時間をかけて議論していく。住民の合意と納得の上に進めていく。特にこういう一般の行政施設じゃないですよ、これは。住民の利用に供する施設でもあるし、住民が生涯学習の拠点として位置付けている施設でもあるから故に、そういった議論が私は必要なんじゃないかなと思っているわけです。ちょっともう1回、よく分からないんだけど、もう1回確認します。だから、市民活動推進課が実際に交流プラザ、今の公民館を交流プラザにすると、その所管課は市民生活部の市民活動推進課が担う。ですよ。じゃあ、教育委員会の役割というのは——いいですか。教育委員会の役割というのは、条例上はもう社会教育法を外していくっていうふうに謳っているわけだから、教育委員会はどういう位置付けになるわけですか。どういう位置付けというか、さっき補助というか補佐というか、よく分らないんだけど、行政用語なのか何なのかよく分らないんですけど、これはどういう位置付けになるんですか。要するに、教育委員会としては、今の第244条の公の施設になったにしても、生涯学習とか住民の学ぶ機会の保障とかをしていくというんだけどね。その市長部局は、どうやってそれを担保するのかというか、教育委員会はどこで担保してもらうのか、それを市長部局に。その辺り。それは人的な——今あれでしょう、だって今、市にはいらっしゃるじゃないですか、社会教育主事の方も、そういった方もいらっしゃいますし、それぞれの公民館には公民館条例でいうところの公民館運営審議会、協議会ともいう、いろんな名称があるけど、それぞれの公民館に。だから、そういうのが全部外れるのに、教育委員会はどのようにコミットしていくっていうか、市長部局と連携していくっていうか。何の法的根拠で、どういう形でどうしていくのか。ちゃんとそれは保証されるのか、人も予算も。ということなんです。教育委員会からした

ら、ある意味事務分掌が 1 つなくなって楽になるといえば楽になる。楽になりませんか、だけど。いやだけど、組織的に見たら減っているわけだから、仕事というか。だから、そこで仕事に関与するんだったら、どういったコミットの仕方でやっていくのかということを聞いているんです、具体的に。その保障は何なのか、その制度的保障は、部長。

教育部長 教育委員会の事業の推進にあたってというところの保障でございすけれど、今現在、例えば宇津賀公民館、向津具公民館、油谷中央公民館がございすけれど、宇津賀と向津具については、出張所の職員に教育委員会が併任辞令を行っております。また、油谷中央公民館の職員につきましても、中央公民館の本務の職員はおりません。ラポールゆやの本務の職員に、教育委員会が併任辞令をし、社会教育事業を推進しているところでございす。保障とすれば、教育委員会の権限を持たせる、併任を発令して、その事業を図っていくというところになろうかと思ひます。

岩藤委員 この度のこの条例を見ますと、第 4 条のところに「交流プラザは次の各号に掲げる事業を行う」の(1)に、「生涯学習及び社会教育の推進に関する事業」を行うというふうにあります。今、林委員が言われたように、法令等をどういうふうに考えがつながるのかと言われれば、ちょっと私も、一応条例にはうたってあると思うのであれですけど、使用料についてお伺いしたいと思ひます。中央公民館と市民活動支援センター、長門市保健センター、この 3 館の貸出しする施設を長門市中央交流プラザに統合するとありますが、市民活動推進センターとこの新たにできる長門市中央交流プラザの位置付け、あそこの全部の使用料を今度、その旧公民館である長門市中央交流プラザが一括して使用料については管理をしていくという考え方になるのでしょうか。

市民活動推進課長 市民活動支援センターにつきましては、今の交流スペースを位置付けるようになります。それ以外のところにつきましては、今回、料金としましては、中央交流プラザのほうにまとめまして、そちらのほうで徴収するようになります。

岩藤委員 これは今料金のことだから、料金を一括して、そこの今の中央公民館の窓口が一括して行うというふうな理解でいいと思ひんですけど、今度、これはまた条例にちょっと違うからあれですけど、市民活動支援センターとその長門市中央交流プラザというものが、今度どう違うのかがよく分からなくなるというか、それはまたそれであれなんですけど、今の市民活動支援センターのあそこは、交流広場というふうに考えればいいんですか。

市民活動推進課長 次の、議案第 5 号の一部を改正する条例のほうで提案させていただきますけれども、市民活動支援センターにつきましては、言われるように交流スペースのみがセンターというふうになります。

岩藤委員 結局、その使用料の管理は、今まで中央公民館の窓口で全部、納付書とかが切られるというふうな感じですよ。今、調理室とか色々ありました、ああいう施設も全部、もう料金についてはそこから納付書が各団体に発送されるというふうな考え方。だから、今までは市民活動推進センターも納付書とか切っていたと思うんですよ。だけど、それが一括してもう中央公館である長門市中央交流プラザが一括してやりますというふうな管理をするという感じでよろしいですか。

市民活動推進課長 今回提案しております条例に基づいて、中央交流プラザのほうで許可を出すようになりますので、それに基づいて料金のほうも請求し、徴収するようになります。今現在は、それぞれの施設を管理しているところが許可を出しておりますので、それぞれで料金の徴収のほうは併任辞令によって中央公民館のほうが取っておりますけれども、納付書の発送等につきましては、許可に基づいてそれぞれで担当課のほうで団体のほうに発送しております。なので、次からは許可も含めて中央交流プラザのほうで使用料徴収も行うようになります。

岩藤委員 もう一度確認ですけど、だから各施設の管理は中央公民館さんがされているので今までと変わらないけど、そこの市民活動支援センターについてもそれが入るということでよろしいですよ。

市民活動推進課長 支援センターの交流スペースについては、市民活動支援センターとして位置付けるように考えております。それ以外の部分につきましては、2階の会議室等がありますけれども、その部分につきましては許可、徴収等は中央公民館のほうで一本化して取り扱う事務を行うようになります。

岩藤委員 ちょっと確認ですけど、呼び名というのは、まず中央公民館と市民活動支援センターの2階と長門市保健センターのところも長門市中央交流プラザというふうになるんですか。

市民活動推進課長 それぞれの館で今、貸し館を行っているところにつきましては、今回、交流プラザ条例のほうに規定をいたしまして、名前が重なる名称がついているところについては、例えば和室等は、和室1、和室2という形で区別して貸館を行うようになります。

岩藤委員 今、私がちょっと整理ができていないのは、この長門市中央交流プラザというのが、ただ単にこの公民館だけの名前が変わるのか、保健センターも合わせて変わりますよというふうになるのか、そこのところの位置付けですよ。だから、今の昔の物産の会議室1、2もそういうふうに、長門市中央交流プラザというふうに呼び名が変わるのか、そこのところがちょっとよく整理ができないんですけど、保健センターはあくまでも保健センターという呼び名になるんですか。ただ、料金の管理がその長門市中央交流プラザになるということなのか。

市民活動推進課長 呼び名等の考え方ですけども、それぞれ今 3 館が、建物 1 階、2 階部分を含めて市民活動支援センター、保健センターというふうになっております。それぞれの市民活動支援センターと保健センターにつきましては、その中の一部というふうになりまして、それ以外のところ、貸館部分を含めまして、今回、中央交流プラザとして名称及び料金のほうを規定しております。

岩藤委員 すみませんね、のどりが悪くて。だから・・・

市民活動推進課長 大きく、くくりますと、全体が交流プラザとなり、その中にそれぞれが入ると。その考え方で大丈夫だと考えております。

岩藤委員 だから、今の保健センターはそのまま今ありますよね。あれは退かないということなのか。

市民活動推進課長 今の位置でそのまま業務を行います。名称のほうは、全体的に交流プラザとなります。

綾城委員長 課長、話を整理しますと、全体の建物は交流プラザであって、その中に保健センターの機能、保健センターという名称の機能があって、今までの交流支援センターがあると。だから、全体はプラザということですね。その中に保健センターと、市民活動支援センターがあると。使用料の徴収業務はプラザがやるという整理でよろしいですか。

市民活動推進課長 今の整理で提案をさせていただいております。

岩藤委員 それでは、今度、この条例のほうなんですけど、長門市油谷中央交流プラザが、今ラポールゆやの中にあると思うんですよね、公民館は。ちょっとこの番地ですね、この 10803 番地、これが今どこになるのかということ。今ちょっと地図とかで調べると、今建っていますよね、支所が。これは保健センターの番地なんですか。

市民活動推進課長 油谷中央交流プラザにつきましては、この番地は今の油谷保健センターになります。

岩藤委員 ちょっと整理をさせてもらいたいんですけど、今、油谷中央公民館はラポールの中にありますよね。今建て替わったですね、保健センター機能が今度下に行って、今の保健センターのところに公民館が行くと思うんですけど、これは今、来年の 4 月からになっていますけど、この作業というのは順調に行われているのでしょうか。

市民活動推進課長 複合施設のほうにつきましては、油谷支所のほうが担当し、準備を進められていると思います。油谷中央プラザにつきましては、今の保健センターのところに置くようになりますが、今回、料金等を規定させていただきまして、その準備に向けてこれから進めていきたいと考えております。

岩藤委員 料金とかも設定するのは分るんですけど、実働作業として、今から引っ越しとか、いろんな作業が生まれてくるのではないかなと、ちょっと想定する

んですよね。そういう中で、先ほど林委員も言われましたけど、何か本当に、押して押して、もう職員さんなんかは、何か大変な作業というか、されているのではないかなというふうに想定がつくんです。まず、保健センターの引っ越しができれば、引っ越し作業があるし、それが順調に行って来年の4月からこの条例が施行できるものなのかというところが、ちょっと疑問視が出るんですよね。そのところの見解をどのように、課として思っておられるのか、そこはちょっとお尋ねをしたいと思います。

市民活動推進課長 委員が言われるとおり、まず複合施設の中へ保健センター機能が移っていくような形が1番、その後に公民館としての機能として引っ越し作業等が発生することとなりますが、4月1日からこの交流プラザ条例の施行によって事業が行われるように、準備等については行ってまいりたいというふうに考えております。

ひさなが委員 第16条の指定管理者による管理についてお伺いをしたいと思います。先ほどとちょっと一部被る部分あると思いますけど、お伺いします。現在指定管理となっている公民館を含めて、今後どんな団体が指定管理者となる想定がなされているのか、お伺いします。

市民活動推進課長 今回の交流プラザにあたって説明をしていく中でも、指定管理をしている団体との協議におきまして、指定管理が進んでいないという指摘もいただいております。指定管理を担う団体につきましては、地域に根差した団体が望ましいと考えておりまして、今後、指定管理を進めるにあたっては、団体支援、人材育成などの支援を行いながら、地域団体と協議を行いまして進めていきたいと考えております。

ひさなが委員 今は指定管理になっていない公民館がもちろんあると思うんですけど、これは条例をつくると4月からできて、この指定管理者制度に今なっていないところの導入はいつ頃から見込まれているのか、お伺いします。

市民活動推進課長 今現在、指定管理になって制度を適用していない公民館につきましては、まずは地域団体がその指定管理を受けられる組織になるところが重要と考えておりまして、いつまでにといいことではないですが、それに向けて地域団体、地域の意向を確認しながら様々な支援を行いまして、協議の中、進めていきたいと考えております。

ひさなが委員 この条例等を進めていくにあたって、多分、全協でもお答えになっていただいていると思いますけど、県内他市のどこの自治体を参考にしていいのか、もう1回改めてお伺いいたします。指定管理者制度について、参考になっているところですか。

市民活動推進課長 県内の他市の状況について確認をさせていただき、参考にしたところではありますけれども、その指定管理につきましては、参考にする

ということではなくて、長門市の現在の地域の状況を考えながら進めていきたいと考えております。

ひさなが委員 はい、分かりました。では最後に、指定管理者制度を導入することで将来どういったことを目指しているのか、具体的に想定されていることをお伺いしたいと思います。

市民活動推進課長 指定管理につきましては、先ほども申しましたとおり、その地域の団体が担われる、受けていただくということが重要であると考えておりまして、その地域と新しい交流プラザのほうが連携を行いまして、目的と事業等が推進していくところを期待しているところです。

林委員 先ほど私は、ずっと質疑をしたのは、当然、全体というか、この根本的な話の質疑をさせていただきました。ちょっと条例の話になります。先ほど、じゃあ具体的に、これは市民活動推進課が所管することによる、自治法上、第 244 条の規定により公の施設になる。そこに教育委員会が社会教育事業を推進するというのが第 4 条規定。第 4 条で指導とか助言をしていくんだと。この生涯学習及び社会教育の推進に関する事業のほか 3 事業を規定している。条例上は規定している、条例上は。でも、その根拠法令というのが、もう実は社会教育法から外れるので、だから私はさっきから、いくら条例に規定してても、いわゆる社会教育法上のあり方の生涯学習とか社会教育に関するものと、若干性格を異にしていくのではないかということをちょっと指摘をさせていただきました。それはなぜかという、社会教育法には厳格にその目的等々が色々書かれているわけですね。その社会教育法の規定がなくても、おそらく限りなくそれに近いことをやっていくんだろうけれども、さっきのひさなが委員の話、指定管理に移行していくとなると、やっぱりそこでの人的配置というのが非常に問題になってくる。先ほど部長が併任辞令というか、そういうことを出していくよということもおっしゃるんだけど、そこでちょっと疑問なのは、第 15 条では、公民館運営審議会に代わって協議会というのがつくられます、各プラザの運営について。これは、いいんですよ。けれども、今、社会教育法上に規定している社会教育委員とか、教育委員会に指導助言をする社会教育委員とか、いわゆる市に今いらっしゃる社会教育主事、この人たちの位置付けというか、それは社会教育委員なるものというのはいなくなるのか、もう存在しないというか、その辺り、ちょっと私はさっきから、岩藤委員がのどりが悪いと言ったんですけど、非常に分かりにくいわけですよ、そこが。この法律上の位置付けの社会教育委員とか社会教育主事というのは、今からこれを、ここに、この交流プラザにどうやって関わっていくのだろうか。しかも、根拠法令がないわけだから、その辺りはちょっとモヤモヤと言うか、モヤモヤしている、スッキリしないと言うか、視界が非常に不良になると言うか。その辺り、ちょっと部長、いいですか、答えていただいて。

部長でも課長でもよろしいですけど。

地域連携教育推進課長 社会教育委員につきましては、社会教育に関し教育委員会に助言するために、教育に関する諸計画の立案や教育委員会からの諮問に応じ、これに対して意見を述べたり、必要な研究調査を行っております。本市におきましては、公民館より推薦された社会教育関係者、家庭教育学級から推薦を受けた関係者、長門市青少年育成市民会議や長門市スポーツ協会の代表者並びに学校関係者から社会教育委員を選出しております。そして今回、交流プラザに移行しましても、今まで公民館に推薦された社会教育関係者を引き続き、交流プラザに変わっても、各交流プラザから推薦者を出して、推薦をさせていただいた委員に社会教育委員になってもらいたいと考えております。

林委員 社会教育委員というのは、ずっと存在するわけですか。交流プラザになるところにというか。そこじゃなくて、社会教育委員会は教育委員会に助言するところなんですよ、生涯学習とか社会教育について。それはもっと言えば、その公民館という拠点に向けて、教育委員会を通じて公民館長なりに色々、こうしたらいいんじゃないかと、ああしたらいいんじゃないかと、色々相互連携によってやるんだけど。だから、さっきから言うように、その上の法律がもうなくなる、法律そのものはあるんだけど、この第 244 条に基づく交流プラザなるところに、その社会教育委員と教育委員会、この関係とか連携というのはどうなるのか。今のお話だと、社会教育委員というのは残るわけですか、結局。

地域連携教育推進課長 委員のおっしゃるとおりでございます。引き続き、社会教育委員に関しましては残りまして、それこそ令和 6 年度 of 社会教育委員につきましては全体で 12 名おりますので、この辺に関しましては、今ちょうど任期が令和 7 年 5 月 31 日までとなっております、今後、令和 7 年 6 月以降につきましても、社会教育委員は、各公民館の推薦者におきまして、今度は交流プラザのところから推薦者を出していただきまして、社会教育委員会の委員としてそれぞれ委員を出していただく予定にしております。

林委員 いやいや、だから社会教育委員というのは、その交流プラザができようができまいが、第 244 条に移行しようがするまいが、社会教育委員会という職務というか、委員会というのはあるわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）今、もう 1 点、社会教育主事というのはいらっしゃいますよね。山口県教育庁の地域連携教育推進課から、社会教育主事が 1 名派遣されています。本市の社会教育主事が 1 名の計 2 名いらっしゃいます。この方たちと地域交流プラザとの関係というか、さっき第 4 条関係で 3 事業をやるんだと、生涯学習と社会教育をやるんだと、条例上明記されているけれども、社会教育法で位置付けられた社会教育主事なる人たちは、どういうふうはこの第 4 条の事業との連携というか、こういうのは取られるお考えなんですか。その辺のちょっとお話をしていた

だいていいですか。

地域連携教育推進課長 先ほど言われましたように、本市には山口県教育庁地域連携教育推進課より社会教育主事 1 名が派遣され、それと合わせて、本市の社会教育主事と合わせ計 2 名の社会教育主事が在籍しております。社会教育主事の職務につきましては、本市の社会教育の充実に向けて、市民のニーズに応じた学習の場の企画、運営を行ったり、社会教育に関わる人々や団体への支援や助言を行っております。社会教育主事と各地域交流プラザとの関わりにつきましては、今までは公民館を核とした地域協育ネットの推進に向けた連携というのが、次は地域交流プラザを核とした地域協育ネットの推進に向けた連携に変わるものと思っております。また、現在、各公民館長に学校と地域のパイプ役として地域学校協働活動推進員を委嘱しておりますが、地域交流プラザに変わりましたが、館長を地域学校協働活動推進員に委嘱してまいりたいと考えております。

林委員 教育部長、6 月 21 日にこのセンター化に向けての説明をしていただきました。先ほど部長のほうから紹介がありましたけど、私はそのときから、社会教育法とか関連法律、関連条例、教育基本法なんかが大本にありますけど、そういうところの整合性を取って、説明と合わせて、やっぱりしっかり現場の声も聞いてくださいよということを言いましたけど、なかなかこの期間では 1 つずつの公民館の現場の声も、なかなか聞く暇もおそらくなかったんでしょうよ。それはいみじくもお話をされました。一方で、これを積極的に受け止める住民の方もいらっしゃるのも事実です。そこのバランスをどう取るのかということだけの話なんですよ、これは。そこにはどうしても時間がいるということなんですね。さっき、課長のほうからも説明がありましたけど、体制、いわゆる人的体制、社会教育委員とか、生涯学習とか社会教育に関わる社会教育委員の皆さんであるとか、公民館運営審議会に代わる協議会がこれは第 15 条で規定されていますし、もう 1 つ言えば、今 2 名の社会教育主事の方で、これらの方が結局、部長が言われる教育委員会が市民活動推進課とのしっかりとした連携によって、社会教育事業を推進するために、この指導、助言をしていくんだと。そういった人たちと合わせて、協力しながらということなんですよ。部長が 6 月 21 日に説明されたのを、もっと認識を深めて今話を総合的に判断していくと、地域プラザと教育委員会とのあり方というのが、実はここが 1 番不明確だったわけです。今まではちゃんとした法律というのがあって、その法律に基づいて公民館が運営されてきた。しかし、今度は第 244 条の規定になって、そこの教育委員会といわゆる市長部局の第 244 条の公の施設の取り扱いで、その箱だけじゃなくて、箱におけるソフト事業、いろんな事業、社会教育とか生涯学習とかいろんな事業がどういうふうに有機的に結びついていくのかというのが非常に分かり難い、

私は今でも分りませんが。その辺りで、今の指導、助言という部分でいくと、さっき併任辞令を出すとかと言っていますけど、この指導、助言というのは、具体的にどういう形で、いわゆる市民活動推進課、教育委員会を飛び越えて指導、助言をしていくわけだから、市民活動推進課に。どういったことが想起されているというか、どういう形でやられていこうとされているんですか。

教育部長 まず、社会教育専門員、社会教育主事でございますけれど、これは先ほどから申しておりますように、社会教育法に基づいて住民、地域の社会教育活動を推進するための専門的な職員でございます。これは各都道府県や各市町村、自治体に教育委員会のほうが配置をしているところでございます。その社会教育専門職員という方は、その地域住民や社会教育関係団体の方々に対しまして、今、委員からご指摘のあるように、専門的な立場から指導や助言を行うことになっているところでございます。そこで、プラザとの関わりというところでございますが、これは第4条第1項第1号、生涯学習及び社会教育の推進に関する事業等がございますけれど、この社会教育主事の主な活動と申しますのが、地域住民の学習ニーズの把握であったり、その分析であろうと思っております。それを社会教育に反映するための調査、分析等が必要になってくると思います。また、あと社会教育関係団体の育成と支援、これは今、公民館活動をはじめといたしました地域における社会教育活動を推進するため、例えば関係団体の設立の支援であったり、活動内容の相談、また情報提供や研修の充実といったところもあるかと思っております。今現在、公民館と連携といったところでは、今現在、公民館職員は併任の職員もおりますが、やはり教育委員会の職員ということになります。その職員と連携をし公民館職員の研修、事業計画の助言、情報提供なども行っているところではございます。これは引き続きプラザになっても、この第4条に明記しているとおり、教育委員会としてもしっかりその辺りの併任辞令をかけた職員と連携して推進をして行ってまいりたいと考えているところでございます。

上田委員 先ほど来からの林委員の熱弁に対する執行部のご返答も、多少なりと歯切れが悪いんですけれども、岩藤委員の質問、疑問も不安もよく分るんですけどね。1つは慣れていないからというのもあるでしょう。確かに分かりづらいところがありますので、もう半年を切っておりますし、いろんなこれから場面、局面で分かりやすい説明のご努力を、1つお願いしておきたいというふうに思います。

市民活動推進課長 委員言われるとおり、しっかりと様々な媒体を利用しまして周知をしていきたいと考えております。

綾城委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第2号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

林委員 まず、副市長のほうにお尋ねします。今、この間のずっと議論を聞かれて、この何が問題になって、何を私たちが、私が指摘していたというのは、副市長はよくご理解されたと思います。それは裏を返すと、住民の皆さん、現場の皆さんの声を私が代弁しているからなんですよ、議員として。こうした不安の声とか疑問の声とか、もちろん一方では今まで以上に公民館というものをしっかり利用しやすい、活動しやすいところ、それからまちづくりとか人づくりとか、地域づくりに資するような施設に変えていただきたいという声も一方で私も聞いています。それも含めて、今回のこの条例の制定議案を出し、そしてこの条例がもし可決された場合は、当然、市長部局の責任というのは今まで以上に、教育委員会が担ってきた以上に重たくなるのはもう目に見えています。しかも、さっきから言うように、市民協働と住民自治の原則によってやっぱり試されるというか問われるというか、だから本当に、市長部局の今までにやっていた事業、まちづくり、人づくりに関して、そういった事業について何が問題で何が足らなかったのかというのを精査をやっぱりした上で、だから公民館をプラザにしていくなんだという、そういう体系的な、理論的なというか、そういった説明というのを、やはりしなければいけないと思うんですね、私は。だから、今までは何か集落支援員だの、市民活動推進課がやっていますよ色々。それがなぜ有機的に機能していないのか、何が足りなかったのか、何を補強しなければいけないのかというのを、やはりその総括と反省抜きには、やはりこれはもう拙速な議論の謗りは、私は免れないというふうに考えておるんですが、その辺り、職員の事務を担当する副市長のちょっとご見解というのをお尋ねしたいと思います。

副市長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。先ほど教育部長からも答弁がございましたけれども、このいわば公民館機能の拡充、この問題は本市で言えば平成 23 年、いわゆる答申を受けたとき、そして全国公民館連合会においても、この公民館機能が今の時代に合っていないのではないかと、もう少し地域づくりという面で公民館機能を拡充していくべきではないかという問題意識が、その連合会の報告書にも出ております。そうした中で、この社会教育法に基づく生涯学習や社会教育の推進、これは今回の条例第 4 条第 1 項第 1 号にございますように、変えるつもりは全くございません。先ほど委員が予算の削減を企図しているのではないかとというようなご指摘がありましたけれども、全くそのようなことは考えておりません。社会教育法に基づく事業、社会教育主事、そして社会教育委員の体制を変えるつもりは全くございませんし、そのもとで、このプラザ化によって、新たに地域づくりというお題目が同条同項第 2 号にありますように加わるわけですから、少しでも負担になるようなことがあれば、それはきっちりと予算措置をしていきたいと思います。指定管理者の話は、またこれは別の問題でございます。民間のノウハウを使うとともに、経営の効率化を狙う

と。たとえば俵山で今指定管理をやっていただいていますけれども、こういった例は県内でも非常に進んだ例でございます。こういったものをその各団体で、地域団体で熟度が上がってくれば指定管理者に移行していただきますけれども、社会教育法上の概念については、いささかも私どもは変えるつもりはございません。そして、先ほど教育部長は検討委員会等をつくってはいないと申し上げましたけれども、一応、現場の声については2回ほど、いわゆる公民館長をはじめとした職員を集めて説明会を2回やってはいますけれども、確かに少ないのではないかというお声もあろうかと思えます。しかし、この社会教育法上の概念については、いささかも変えるつもりはない。これに加えて地域づくりというところで少し拡充したいというつもりでございましたので、ちょっと拙速というご発言がありましたけれども、私どもとしてはその辺は重々説明していくつもりでございます。いずれにしても、今までは集落支援員、そして地域コミュニティ、それからまちづくり協議会、それぞれがどちらかというところ、市民活動推進課のほうから色々と指導、助言という形で進めてきた地域づくりではございますけれども、この度の地域交流プラザという器をつくることによって、これを名実ともに地域づくりのメッカとしていただきたい。集落支援員もそこを拠点に、地域の活性化に従事していただきたいという思いを私どもは持っております。そういう意味で、決してこの半年云々でどうのこうのではなくて、翻ってみれば平成23年の答申以来、この内部で温めてきたものを、今回条例案という形でお示ししていると、提案させていただいているということはお理解を賜りたいと存じます。

林委員 内部で温めてきたって、それが表に出てきたのが、この6月21日じゃないですか。しかも、令和5年3月の生涯学習・スポーツ推進計画の中に初めてそれが具体的に明記された。だから、何かいかにも昔からこういう話があったみたいな言い方というのは、僕はちょっとそれはよろしくないと思うんですね。実際に、表に出てきたのは、市民の代表である我々に具体的に提起されたのは6月21日、ついこの間じゃないですか。それと副市長、分かりますよ、言わんとしていることは。ただし、やっぱりこの社会教育法の第20条に基づく設置目的、それからその根拠法令の社会教育法というのは、実際この区分がなくなるのはもう紛れもない事実。だから、いくらこう口で、「いや、いささかも変わることはない」と言っても、根拠法令がない以上は、なかなかそこは私は説得力がないと。ただし、第4条の規定があったとしても、社会教育法の第20条に規定するようなことが実際に行われるという、法的な上位法の担保がないわけですよ、具体的に。だから、多少現行の中身よりも変わっていくのかなという疑問は、私は今でも持っています。法的な盾がないから、今立て付けとして。それはいいですよ。ありがとうございます。じゃあ、次にちょっと教育長にお尋ねします。今は

副市長とのこういうやり取り、それからその前のこういった議論を聞いてですね、やっぱり教育委員会としても、やはり私は、いくらさっき言うように第244条の規定に変わったとしても、やはり教育委員会が第4条の規定があるとする
とよ。だから、この間の私の一般質問じゃないけれども、やはり言うべきことはちゃんと市長部局に言って、やっぱりその人的、予算的な担保、やっぱり教育委員会の事務を市長部局に持っていくわけだから、その辺りはちゃんとある意味責任を共有していただきたいわけですよ、私としては当然。そのいささかの揺るがしてはいけないのが、この社会教育法第20条の設置目的。これは絶対に外してはいけないんですよ。実際はないけど、法的にはなくなるけど。でも、その辺はやっぱり教育長としては、やはり教育委員会と市長部局とはもちろん部局が違いますけど、その辺りはしっかり、今副市長もお話しされたように、これでよしとするのではなくて、教育委員会も問われているんですよ、実は市長部局以上に。その辺りもちちゃんと責務と自覚を持って、事にあたっていただきたいと私は思うんですけど、その辺りのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

教育長 副市長が先ほど答弁いたしましたように、私どもとしまして、地方自治法上の施設になりますけれども、この社会教育法の趣旨、これを軽んずる思いはいささかもございません。今、先ほどからございますように、派遣社会教育主事、社会教育委員、また青少年健全育成会議等、人権等、今まで担ってきた業務は引き続き教育委員会として責任を持って果たしていく所存であります。この教育委員会の公民館からセンター化ということで、1番教育委員会とし、私は教育の立場からのメリットを期待している部分がございます。というのが、本市の公民館、特にみすゞ学園構想、学舎連携、これは非常に県内でも有数の実績を残していると私は自負しております、長い歴史の中で。学校現場にも説明をしたときに校長等から上がってきた不安、まずこれでした。「地域連携教育が、みすゞ学園構想がなくなるんですか」、「そんなことは絶対にない、なお推進していく」というふうに答えております。やはり今、実際に地域連携教育をしております、公民館、それから地域住民、そして学校、子どもたちとの結びつきは非常に強いものがございまして、近年危惧しておりますことが、この担い手、次の担い手がいるだろうかということを現場ともども心配しておるところです。人口減少の中、少子高齢化の中、少なくなる市民を市民活動と公民館という活動で分割しておくよりも、公民館の中で、公民館がセンター化することによってそこに人が集まる、その中から、市民活動の中からこの地域連携、生涯学習、社会教育、その担う人材を育成することにつながるのではないかなという期待も今持っておるところでございまして、教育という部分からしますと、そういうメリットを今強く望んでおるところでございまして、ですから、先ほどから申し上げますように、これまで取り組んできました社会教育法の理念に基づきます様々な今まで

取り組んできたこの事業、これについては絶対に失われることのないように、教育委員会の責任を持ってやっていきたいと思っておるところでございます。

林委員 はい、分かりました。今、副市長と教育長から決意も含めて、これからの取組に対するお話も伺いましたが、1つ私が言っておきたいのは、今言った、話されたことが、来年の4月以降、仮にこの議案が通った場合、空手形にしないように、本当に。そのときはこう言ったけど、また状況が変わってこうなりました。人も減らします、予算を削減しますというふうにならないことを私は強く言っておきたいと思います。

綾城委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただいま議題となっております議案第2号「長門市地域交流プラザ条例」について、反対の立場で討論を行います。条例制定の趣旨は、市内8公民館、分館及び日置農村環境改善センターがこれまで行ってきた事業等に地域づくりを加え、施設の根拠法令を社会教育法から地方自治法第244条の施設とするため必要な事項を定め、あわせて長門市公民館条例等の既存条例は附則により廃止しようとするものであります。社会教育法第20条は「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と定められております。また、教育基本法の第1条及び第12条第1項では、教育の目的は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とされ、社会教育については「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」としております。令和5年3月に策定された「長門市生涯学習・スポーツ推進計画」には、本市の生涯学習に関する課題として人口減少や高齢化をはじめとする急速な社会・環境の変化やコミュニティの衰退等により取り組むべき課題が多様化・複雑化しており、様々な地域課題の解決の場や地域活性化への取組など、公民館機能の枠を超えた取組が求められていることを挙げております。その後、本年6月21日の議員全員協議会の中で、教育委員会から公民館のセンター化に向けた方針が示されております。議員全員協議会に提出された資料には「これまでの公民館は、長きにわたり生涯学習の拠点としてその役割を果たしてきましたが、これから迎える人口減少社会においては、地域住民、各種団体及び行政の3者が、その協働体制を充実させることにより、地域課題の対応や地域活性化への取組など、公民館機能の枠を超えて取り組まなければならない時代に差し掛かっています」とあります。つまり、公民館は社会教育法に位置付けられた施設と

なっているものの、実態としてはまちづくりの拠点となっており、これからは社会教育だけではなく、まちづくりに資する施設に変えていくということであり、ます。こうした考え方や目指すべき理念のすべてを否定するものではありません。しかしながら、公民館は、行政が地域住民のニーズを把握し、地域が抱える様々な教育課題への対応などについて、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点であり、現在においても住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを促し、人づくり・地域づくりに貢献しております。今回、公民館を地域交流プラザに変更することは、社会教育法が定める公民館の役割を軽視しているだけではなく、社会教育に必要な施設の設置や運営に努めるべき自治体の責務を放棄していると言わざるを得ないのであります。公民館にはそれぞれ地域の歴史があり、社会教育・生涯学習も各地域で住民が主役となって個性豊かに育まれており、住民の自発的で多様な学びの場とともに、コミュニティを形成する役割を果たしております。同時に、公民館は、地域ごとに少子高齢化などの社会的課題に対応するため、関係する機関・団体をつなぎながら、それらの課題の解決を目指して日々尽力されております。大分県の宇佐市では、平成28年11月に宇佐市教育委員会が社会教育委員会に対して「社会変化に対処する公民館のあり方について」を諮問し、平成30年3月に提言がまとめられ、答申されております。その後、令和3年6月に宇佐市公民館のあり方検討委員会設置要綱により、令和3年10月から令和6年1月にかけて8回うち研修1回の会議で検討が行われ、その後、報告書が提出されております。こうした経緯を踏まえ、宇佐市では地域の状況も考慮し、令和7年度からコミュニティセンター化する先行地域と、将来的な移行を目指す地域とに分けるなど、地域住民の合意と納得を得るため、時間をかけて丁寧に説明しております。社会教育法は、自由と自治を中核に住民の生涯にわたる権利としての社会教育を保障しようするものですが、宇佐市の取組は、社会教育法を誰よりも理解しているからこそ、コミュニティセンター化する場合であっても、市民協働の精神と住民自治の原則が貫かれているものであります。宇佐市の取組と比べ、本市の場合、先ほど紹介したように本年6月に議員全員協議会で方針が説明され、わずか4か月ですべての公民館を地域交流プラザに変更する条例案を提出しておりますが、時間をかけて真面目に議論しようとする姿勢は見られず、先に結論ありきとなっております。社会教育法という法的根拠がなくなることで、これからの生涯学習の取組どうなるのか、施設の人的・財政的な保障はどうなるのか、こうした点も明確になっておらず、市民協働の精神と自治の原則を本当に理解しているのか、疑問視せざるを得ないのであります。地域住民の合意形成を図りながら、現場の声にも真摯に答えていかなければ、いたずらに混乱を広げるだけであります。以上の理由から、公民館を社会教育施設ではない地域交流プラザに変更する条例案は

時期尚早であり、その撤回を強く求めるとともに、先ほど議決された関連する議案第４号及び第５号についても同様の意見であることを申し上げて、議案第２号に対する意見といたします。

綾城委員長 ほかにご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第２号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第５号「長門市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 議案第５号「長門市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例」につきましては、新規制定で議案提出する長門市地域交流プラザ条例により、市民活動支援センターの貸館施設を中央交流プラザへ統合することから、構成する施設の一部及び使用料徴収に係る条項等を削除するものです。

綾城委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 １点だけ。先ほど、岩藤委員からの議論もありましたが、結局、市民活動支援センターは、あの一室だけがそう呼ばれるということでもいいんですか。

市民活動推進課長 はい、そのとおりでございます。

綾城委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第５号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第５号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教厚生常任委員会を散会します。どなたもご苦労さまでした。

— 散会 12:05 —